

＜七十七＞ダイレクトサービス・ライト利用規定

第1条 サービス内容

＜七十七＞ダイレクトサービス・ライト（以下「本サービス」といいます。）とは、書面による事前の手続きなしに、パーソナルコンピューターおよびスマートフォン（以下「端末機」といいます。）を通じて、申込者ご本人（以下「申込者」といいます。）が指定する本人名義の口座の残高、入出金照会および住所変更など当行所定の取引を行うサービスをいいます。

第2条 サービス利用対象者

1. 本サービスの利用対象者は日本国内に居住する個人の方に限ります。
2. 申込者は、端末機を使用することに起因するリスク（不正使用や通信中の回線切断等）、および当行が安全確保のために採用しているセキュリティ対策について理解し、自らの判断と責任において本サービスを利用するものとします。

第3条 利用口座

本サービスで利用できる口座（以下「利用口座」といいます。）は、キャッシュカード発行済みの当行所定の種類の預金口座とします。

第4条 サービス取扱時間

本サービスは当行所定の取扱日および取扱時間内に限り利用できるものとします。なお、当行は事前に通知することなく取扱日および取扱時間を変更することができるものとします。当行が変更内容を通知する場合は、ホームページへの掲載、その他当行が定める方法により行います。

第5条 使用できる端末機およびその環境

1. 本サービスの利用に際して使用できる端末機およびその環境は、当行所定のものに限ります。なお、当行は事前に通知することなく使用できる端末機およびその環境を変更することができるものとします。当行が変更内容を通知する場合は、ホームページへの掲載、その他当行が定める方法により行います。
2. 本サービスは国内において利用するものとします。国外からの利用に伴う取引の結果、またはそれによって生じた損害について、当行は一切責任を負いません。

第6条 本サービス利用時の本人確認

本サービスの利用に際しての本人確認の手続きは、次によるほか当行が定める方法により行うものとします。

1. 本サービスの申込みを受付ける際に当行が行う本人確認手続きは、申込者から端末機により通知された当行所定の利用口座情報および当該口座のキャッシュカード暗証番号等と当行に登録されている情報との一致により行います。当行が一致を確認できた場合に、申込者の有効な意思による申込みであることおよび当行が受信した内容が真正なものとして本サービスの提供に応じるものとします。この場合、申込者は本サービスの利用に必要なログインパスワード等を端末機により登録するものとします。なお、ログインパスワードは生年月日や電話番号等他人に知られやすい番号の使用は避けるものとします。

2. 2回目以降の利用の際に当行が行う本人確認手続きは、申込者が入力した当行所定の利用口座情報とログインパスワード等が当行に登録されている情報との一致により行います。当行が一致を確認できた場合に、申込者の有効な意思による取引依頼であることおよび当行が受信した内容が真正なものとして本サービスの提供に応じるものとします。
3. 当行が第1項および第2項の確認により取扱いをした取引については、ログインパスワード等の不正使用その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当行は責任を負いません。
4. キャッシュカード暗証番号やログインパスワード等は、申込者ご本人の責任において厳重に管理してください。
5. ログインパスワードの変更は、サービスの操作画面から行うものとします。なお、ログインパスワードは申込者が定期的に変更するものとします。
6. 申込者がログインパスワード等を当行所定の回数以上連続して誤って入力した場合、当行は本サービスの利用を停止します。本サービスの利用再開を希望する場合は、当行所定の方法により届出てください。

第7条 取引の種類

本サービスでは、以下の取引がご利用いただけます。なお、利用する端末機の種類により、一部の取引がご利用いただけない場合があります。

1. 残高照会、入出金照会
 - (1) 利用口座の残高および入出金明細が確認できます。
 - (2) 受入証券類の不渡、その他相当の事由がある場合には、残高および入出金明細を訂正することがあります。この場合、訂正より生じた損害については、当行は責任を負いません。
2. 住所変更
 - (1) お届けの住所の変更ができます。住所の変更日は、当行で処理が完了した日となります。なお、一部取引については、郵送等による取扱となります。
 - (2) 本サービスにより住所変更を受付けた場合は、利用口座と同一店舗の本人名義口座全ての住所を変更します。ただし、利用口座の開設店において、当座預金、融資（カードローンを除きます。）、マル優、特別マル優、財形預金のいずれかの取引を利用している場合は、本サービスによる住所変更の対象外とします。
3. <七十七>ダイレクトサービスの申込み
 - (1) 利用口座を代表口座とする「<七十七>ダイレクトサービス」の新規申込みができます。
 - (2) 当行は、インターネット上で入力された当行所定の利用口座情報およびキャッシュカード暗証番号が当行に登録されている情報と一致していることを確認した場合、申込者が「<七十七>ダイレクトサービス利用規定」を承認のうえ、「<七十七>ダイレクトサービス」の申込みを行ったものとみなします。
 - (3) 法令に定める取引時確認手続きが未済であるなど当行所定の要件を満たさない場合は、「<七十七>ダイレクトサービス」の申込みを受付けないこととします。

第8条 届出事項の変更

届出事項に変更がある場合は、当行所定の方法によりすみやかに届出てください。この届出前または変更前に生じた損害については、当行は責任を負いません。

第9条 サービスの停止

1. 本サービスを提供するシステム（以下「本システム」といいます。）の維持・更新、その他必要な作業を行うため、任意に本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。
2. 本サービスを一時停止する場合は、本システムの稼働不良による場合を除き、あらかじめ当行の定める方法で通知します。
3. 当行の責によらない第三者の故意・過失による不具合に対する措置または回線工事等が発生した場合は、取扱時間中であっても申込者に予告なく本サービスの全部または一部を一時停止することがあります。

第10条 免責事項

次の事由により本サービスの取扱いに遅延、不能、漏洩等があっても、これによって生じた損害について、当行は責任を負いません。

1. 災害・事変、裁判所等公的機関の措置等の事由による場合
2. 当行または金融機関の共同システムの運営体が相当の安全対策を講じたにもかかわらず、端末機、通信回線またはコンピューター等に障害が生じた場合
3. 当行以外の金融機関その他第三者の責に帰すべき事由による場合
4. 公衆電話回線等の通信経路において盗聴等がなされた場合

第11条 反社会的勢力との取引拒絶

本サービスは、第12条第5項第1号および第2号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第12条第5項第1号および第2号の一にでも該当する場合には、当行は本サービスに基づく取引の開始を承諾しないこととします。

第12条 解約等

1. 本サービスは、当行の都合によりいつでも通知により解約することができます。
2. 当行が解約の通知を届出の住所あてに発信した場合、その通知が延着し、または到達しなかった場合でも、通常到達すべき時に到達したものとみなします。
3. 利用口座に解約等の処理がなされた場合は、本契約は解約されたものとします。
4. 申込者が次の各号のいずれかに該当した場合、当行はいつでも申込者に事前に通知することなく、本サービスを解約できるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当行は責任を負いません。また、この解約により当行に損害が生じた場合は、申込者はその損害額を当行に支払うものとします。
 - (1) 最終利用日から90日間にわたり、本サービスの利用がない場合
 - (2) 相続の開始があった場合
 - (3) 支払の停止、破産手続開始、民事再生手続開始等の申立てがあった場合
 - (4) 住所変更等の届出を怠るなど申込者の責に帰すべき事由により、申込者の所在が把握できない場合
 - (5) 申込者が当行に支払うべき所定の手数料の未払いが発生した場合
 - (6) 申込者がこの規定に違反した場合等、当行が解約を必要とする相当の事由が生じた場合
5. 前項のほか、申込者が次の各号の一にでも該当し、取引を継続することが不適切である場合には、当行は本サービスの利用を停止し、または申込者に通知することにより本サービスを解約することができるものとします。

- (1) 申込者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次の各号のいずれかに該当することが判明した場合。
- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
 - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
 - C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
 - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
 - E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等との社会的に非難されるべき関係を有すること
- (2) 申込者が、自らまたは第三者を利用して、次のA. からE. のいずれかに該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
 - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
 - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当行の信用を毀損し、または当行の業務を妨害する行為
 - E. その他前記A. からD. に準ずる行為

第13条 規定の準用

1. 本規定に定めのない事項については、当行の各種預金規定等を準用するものとします。
2. 本規定、当行の各種預金規定等の内容が並立しない場合は、本規定が優先的に適用されるものとします。

第14条 規定の変更

本規定の内容については、申込者に通知することなく変更できるものとします。その場合、変更日以降は、変更後の規定に従い取扱うものとします。

第15条 合意管轄

本サービスに関する訴訟については、当行本店の所在地を管轄とする裁判所を管轄裁判所とします。

以 上
(2016年2月1日制定)